

そのトラブル、
裁判をしないで
「話し合い」で
解決してみませんか？

～司法書士が「話し合い」のお手伝いをします～

岐阜県司法書士会司法書士調停センター



あゆみ

岐阜県司法書士会司法書士調停センター「あゆみ」は、
「裁判外紛争解決の利用の促進に関する法律」に基づき、
話し合いにより紛争の解決を目指す法務大臣の認証を
受けたセンターです。

例えば、こんなお悩み…



でも…

裁判所は利用したくないな

これからの関係も大切にしたいから話し合いで

トラブルの内容が
140万円以内であれば

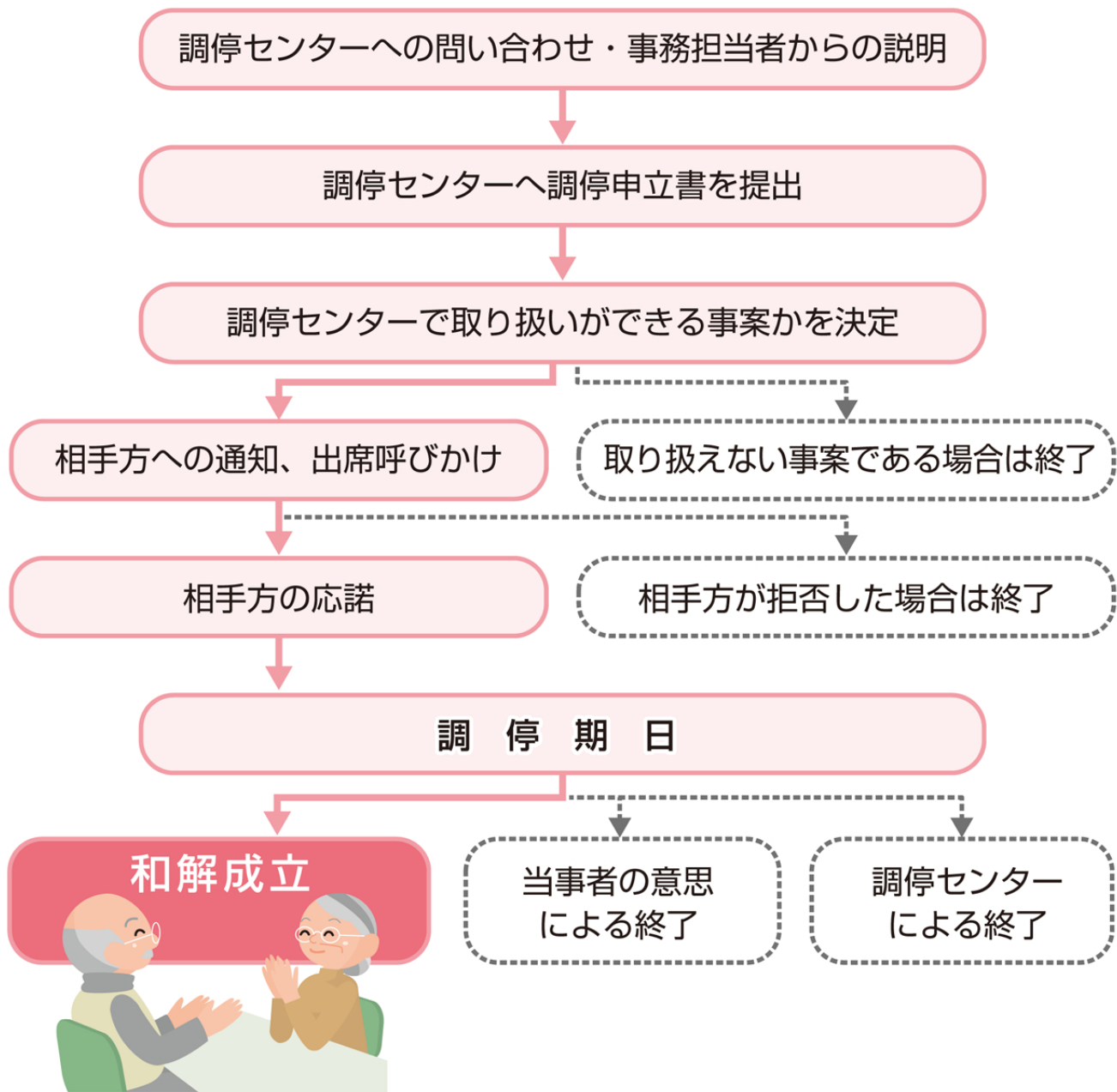
岐阜県司法書士会 司法書士調停センター
を利用することができます！

※調停センターを利用する前に、司法書士総合相談センターの無料相談をご利用されることをお勧めします。

岐阜県司法書士会司法書士調停センターの特徴

- これからのお互いの関係を重視した **自主的で自由な解決**が可能です。
- 調停人(司法書士)の中立なサポートのもと、当事者が話し合うことで **お互いが納得** のいく解決方法を探してゆくことができます。
- **秘密は厳守** します。安心してお話し頂けます。
- 手続き内容や費用など、利用前に納得して頂くまで、 **親切・丁寧** にご説明します。

調停の流れ



費用について

平成30年7月1日現在

適 用	金 額	
申立事務手数料	10,000円※	申立人負担
期 日 手 数 料 (調停1回の費用)	10,000円※	第1回期日分は申立人負担・第2回以降分は「原則として」当事者で均等負担
合意成立手数料 (調停合意書作成費用を含む)	30,000円※	「原則として」当事者で均等負担

※消費税が別途必要になります。

1. 紛争の分野

紛争の価格が140万円以内の民事に関する紛争（司法書士法第3条第1項第7号に規定する紛争）

2. 調停人の選任方法

センター長が手続実施者名簿に登載された者のうちから選任します。

3. 調停人の身分・職業

司法書士法第3条第2項に規定する司法書士（認定司法書士）

4. 通知・連絡の方法

原則として直接交付又は配達証明郵便で送付する方法により行います。ただし、調停手続の期日の通知その他の事務連絡等については、普通郵便、電話、ファクシミリ及び電子メール等の方法で行います。

5. 手続の進め方

中面の「調停の流れ」をご覧ください。

6. 手続を依頼する方法

【申立人】次の方法により申立てをすることが必要です。

- ①利用申込書を提出し、調停手続に関する説明を受けること。
- ②調停申立書を提出すること。
- ③所定の資料（本人確認のための書類等）を提出すること。
- ④申立手数料及び第1回期日手数料を納付すること。

【相手方】次の方法により依頼することが必要です。

- ①回答書を提出すること。
- ②所定の資料（本人確認のための書類等）を提出すること。

7. 相手方への確認

相手方に対して、調停手続を依頼するかどうかについて回答を求める文書を送付し、手続の概要について説明した上で、手続に応じるか否かを確認します。なお、書面にて回答してもらいます。

8. 資料の保管・返還などの取扱方法

資料は、写しを作成し、原本は原則としてその場で返還します。資料を預かるときは、預り書を発行し、調停手続が終了したとき等に返還します。資料は、施錠された管理庫にて保管します。

9. 秘密の取扱方法

- ① 調停手続は非公開です。ただし、当事者の合意を得て、終了した調停手続の概要（当事者の氏名等が特定されないよう措置を講じたものに限り）を公表する場合があります。
- ② 調停手続に関与する者には守秘義務が課されています。
- ③ 調停手続に関する書面は、施錠された管理庫に保管するなど厳重に管理します。

10. 手続を終了させるための方法

申立人はいつでも取下書を提出することにより調停手続を取り下げることができます。

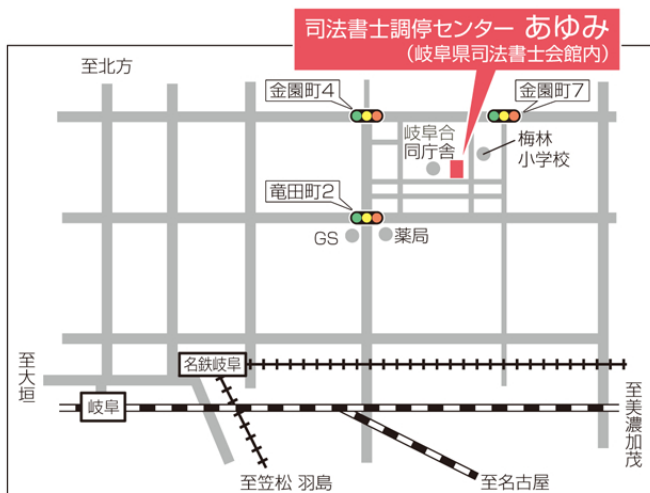
相手方はいつでも離脱書を提出することにより調停手続から離脱することができます。手続実施者の判断により、離脱の意思を再確認する場合があります。

11. 費用について

中面の「費用について」をご覧ください。

12. 苦情の取扱い

岐阜県司法書士会の苦情対応窓口にて対応します。苦情の申し出は、書面又は口頭によりすることができます。苦情の処理結果については、苦情を申し出た方に書面で通知します。



岐阜県司法書士会
司法書士調停センター

あゆみ

認証年月日／番号 平成29年4月1日第152号

TEL **058-246-1568**

受付 月曜日～金曜日 9:00～17:00
(祝祭日・年末年始・お盆期間を除く)

〒500-8114 岐阜市金竜町5丁目10番地1
(岐阜県司法書士会館内)

URL: <http://www.gifu-shihoushoshi.or.jp>